

第 7 1 3 号
平成25年 9月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市立病院事業の設置等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則	25	2
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	259	2
・公示送達について	260	2
・公示送達について	261	3
・放置自転車等の保管について	262	3
・放置自転車等の保管について	263	3
・放置自転車等の保管について	264	4
・放置自転車等の保管について	265	4
・放置自転車等の保管について	266	5
・放置自転車等の保管について	267	5
・放置自転車等の保管について	268	5
・公示送達について	269	6
・放置自転車等の保管について	270	6
・放置自転車等の保管について	271	6
・放置自転車等の保管について	272	7
・放置自転車等の保管について	273	7
・放置自転車等の保管について	274	8
・放置自転車等の保管について	275	8
・放置自転車等の保管について	276	8
・放置自転車等の保管について	277	9
・公示送達について	278	9
・放置自転車等の保管について	279	9
・放置自転車等の保管について	280	10
・放置自転車等の保管について	281	10
・放置自転車等の保管について	282	11
・放置自転車等の保管について	283	11
・放置自転車等の保管について	284	11
・放置自転車等の保管について	285	12
・放置自転車等の保管について	286	12
・放置自転車等の保管について	287	13
・放置自転車等の保管について	288	13
・放置自転車等の保管について	289	13
・放置自転車等の保管について	290	14
・平成25年第3回天理市議会定例会の	291	14

招集について		
・公示送達について	292	14
・放置自転車等の保管について	293	15
・放置自転車等の保管について	294	15
・放置自転車等の保管について	295	15
・放置自転車等の保管について	296	16
・放置自転車等の保管について	297	16
・放置自転車等の保管について	298	17
・放置自転車等の保管について	299	17
公 告	番号	頁数
・公募型プロポーザルの実施について	32	17
・国営大和紀伊平野土地改良事業計画 の縦覧について	33	23
・国営第二十津川紀の川土地改良事業 計画の縦覧について	34	23
・国営十津川紀の川土地改良事業事業 計画の縦覧について	35	24
・農用地利用集積計画について	36	24
・天理市特定間伐等促進計画について	37	24
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	11	24
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	9	24
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登 録をした者の氏名を記載した書面の 縦覧場所について	19	25
・天理市長選挙における選挙人名簿の 登録基準日等について	20	25
・選挙権を有する者の直接選挙に必要 な選挙人の数について	21	25
公営企業	番号	頁数
・平成25年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について	19	25
・平成25年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について	20	26

規 則

(平成25年 8 月28日 掲示済)

天理市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月28日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第25号

天理市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和50年 1 月天理市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、受付時間又は診療時間を変更することができる。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、休診日を変更し、又は臨時に休診することができる。

附 則

この規則は、平成25年10月 1 日から施行する。

告 示

(平成25年 8 月 6 日 掲示済)

天理市告示第259号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成25年 8 月 6 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 8 月 6 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 8 月 6 日から平成25年10月 4 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
 - 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1 台につき）
 - ア 移動費 2,000 円
 - イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から14日以内は無料）
 - 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001
-

(平成25年 8 月 7 日 掲示済)

天理市告示第260号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができな

いので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年8月7日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成25年8月7日揭示済）

天理市告示第261号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年8月7日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成25年8月7日揭示済）

天理市告示第262号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年8月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年8月7日から平成25年10月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成25年8月7日揭示済）

天理市告示第263号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年8月7日

3 移動対象区域

天理市杉本町342番地2先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年8月7日から平成25年10月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年8月8日揭示済)

天理市告示第264号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月8日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年8月8日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年8月8日から平成25年10月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年8月9日揭示済)

天理市告示第265号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月9日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年8月9日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年8月9日から平成25年10月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年 8 月 9 日 掲 示 済)

天理市告示第266号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月 9 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 8 月 9 日
 - 3 移動対象区域
天理市前栽町253番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 8 月 9 日から平成25年10月 7 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年 8 月12日 掲 示 済)

天理市告示第267号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 8 月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 8 月12日から平成25年10月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年 8 月13日 掲 示 済)

天理市告示第268号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

- 平成25年8月13日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年8月13日から平成25年10月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年8月13日揭示済)

天理市告示第269号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年8月13日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年8月14日揭示済)

天理市告示第270号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年8月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年8月14日から平成25年10月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年8月14日揭示済)

天理市告示第271号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月14日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年8月14日

3 移動対象区域

天理市喜殿町245番地1先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年8月14日から平成25年10月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年8月14日揭示済)

天理市告示第272号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月14日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年8月14日

3 移動対象区域

天理市二階堂上ノ庄町493番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年8月14日から平成25年10月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年8月15日揭示済)

天理市告示第273号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月15日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年8月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年8月15日から平成25年10月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成25年 8 月16日 掲示済)

天理市告示第274号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 8 月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 8 月16日から平成25年10月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 8 月19日 掲示済)

天理市告示第275号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 8 月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 8 月19日から平成25年10月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 8 月19日 掲示済)

天理市告示第276号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、な

お一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成25年8月19日

3 移動対象区域

天理市二階堂上ノ庄町24番地9先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年8月19日から平成25年10月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年8月20日揭示済)

天理市告示第277号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月20日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年8月20日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年8月20日から平成25年10月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年8月21日揭示済)

天理市告示第278号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年8月21日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年8月21日揭示済)

天理市告示第279号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 8 月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 8 月21日から平成25年10月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 8 月21日揭示済)

天理市告示第280号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 8 月21日
 - 3 移動対象区域
天理市守目堂町89番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 8 月21日から平成25年10月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 8 月21日揭示済)

天理市告示第281号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 8 月21日
- 3 移動対象区域
天理市守目堂町78番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成25年 8 月21日から平成25年10月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成25年 8 月21日 掲示済)

天理市告示第282号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 8 月21日
- 3 移動対象区域
天理市西長柄町177番地3先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 8 月21日から平成25年10月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成25年 8 月22日 掲示済)

天理市告示第283号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 8 月22日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 8 月22日から平成25年10月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成25年 8 月23日 掲示済)

天理市告示第284号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年8月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年8月23日から平成25年10月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年8月26日揭示済)

天理市告示第285号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年8月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年8月26日から平成25年10月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年8月27日揭示済)

天理市告示第286号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年8月27日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年8月27日から平成25年10月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで
(以下 略)

(平成25年 8 月28日 掲示済)

天理市告示第287号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 8 月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 8 月28日から平成25年10月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年 8 月28日 掲示済)

天理市告示第288号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 8 月28日
 - 3 移動対象区域
天理市二階堂上ノ庄町24番地9先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 8 月28日から平成25年10月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年 8 月29日 掲示済)

天理市告示第289号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成25年8月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年8月29日から平成25年10月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年8月30日揭示済)

天理市告示第290号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年8月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年8月30日から平成25年10月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年9月2日揭示済)

天理市告示第291号

平成25年第3回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年9月2日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成25年9月9日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成25年9月2日揭示済)

天理市告示第292号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年9月2日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の

送達があったものとみなす。

(平成25年9月2日揭示済)

天理市告示第293号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年9月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年9月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年9月2日から平成25年10月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年9月2日揭示済)

天理市告示第294号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成25年9月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年8月30日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年9月2日から平成26年3月1日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 7 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成25年9月3日揭示済)

天理市告示第295号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年9月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成25年9月3日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所 略

- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間

平成25年9月3日から平成25年11月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年9月3日揭示済)

天理市告示第296号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年9月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日

平成25年9月3日

- 3 移動対象区域

天理市石上町524番地1先放置禁止区域外

- 4 保管場所 略

- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間

平成25年9月3日から平成25年11月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年9月3日揭示済)

天理市告示第297号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年9月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日

平成25年9月3日

- 3 移動対象区域

天理市川原城町261番地先放置禁止区域外

- 4 保管場所 略

- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間

平成25年9月3日から平成25年11月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年 9 月 4 日 掲示済)

天理市告示第298号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 9 月 4 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 9 月 4 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 9 月 4 日から平成25年11月 2 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年 9 月 5 日 掲示済)

天理市告示第299号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 9 月 5 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 9 月 5 日
 - 3 移動対象区域
天理市丹波市町57番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 9 月 5 日から平成25年11月 3 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

公 告

(平成25年 8 月 7 日 掲示済)

天理市公告第32号

公募型プロポーザルの実施について

下記の業務委託について、公募型プロポーザルの参加者を募集しますので次のとおり公告する。

平成25年 8 月 7 日

天理市長 南 佳 策

1. 業務委託の概要
 - (1) 業務委託名 天理市高度地区指定策定業務委託

- (2) 業務対象範囲 天理市全域
- (3) 業務内容 別紙「業務説明書」のとおり
- (4) 履行期限 契約締結日から平成27年3月27日
- (5) 委託料の上限 ¥16,117,500円（平成25～26年度2年間の総額）
ただし、平成25年度 ¥9,534,000円
平成26年度 ¥6,583,500円とする。

2. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出時点において、天理市建設工事等入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市に入札参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等委託業務用）を提出し、測量又は建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を有していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第16号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く）
- (5) 奈良県に本店若しくは権限を委任された支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの過去5年間において、本業務と類似する業務（高度地区指定策定業務）若しくは景観計画策定業務と類似する業務の元請受注実績を有していること。
ただし、当該受注実績は、平成25年3月31日までに完了している業務で、契約金額が一件につき500万円以上、発注機関が国又は地方公共団体の業務であること。
- (7) 技術士〔総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画）の資格〕を5名以上有していること。
- (8) 技術士〔建設部門（都市及び地方計画）の資格〕を10名以上有していること。
- (9) 本業務の配置予定技術者（管理技術者及び担当技術者）については、次の条件をすべて満たす者とする。こと。
 - ① 総合技術監理部門（都市及び地方計画）、建設部門（都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有していること。
 - ② 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間において、管理技術者若しくは担当技術者として、本業務と類似する業務（高度地区指定策定業務）若しくは景観計画策定業務と類似する業務に携わった経験を有する技術者（ただし、発注機関が国又は地方公共団体の業務とする。）。
- (10) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下、同じ）が暴力団員（暴力団員による不当の行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (11) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (12) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していることがないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していないこと。
- (15) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(10)から(14)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (16) この契約に係る下請契約等に当たって、(10)から(14)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔(15)に該当する場合を除く〕において、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- (17) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

3. 手続等

(1) 担当部局

天理市川原城町605番地

天理市建設部まちづくり計画課（天理市役所3階）

T E L 0743-63-1001 内線348・349 F A X 0743-62-1550

E-mail keikaku@city.tenri.nara.jp

(2) 参加表明書の提出

① 提出期間

平成25年8月20日（火）から平成25年8月23日（金）まで

午前9時～午後5時

② 提出先 担当部局に同じ

③ 提出物

- ・参加表明書 (様式1)
- ・会社概要書 (様式2)
- ・業務実績調書 (様式3)
- ・業務実施体制届 (様式4)
- ・管理技術者届 (様式5)
- ・担当技術者届 (様式6)
- ・誓約書 (様式7)

④ 提出方法 持参に限る。

⑤ 提出部数 正本1部及び副本1部（副本は複写可）

⑥ その他

- ・A4版ファイルに綴じて提出すること。

(3) 質問の受付及び回答

① 提出期間 平成25年8月8日（木）から平成25年8月14日（水）まで

② 提出場所 担当部局に同じ

③ 提出方法 質問書（様式9）に記入の上、書面（E-mail）により提出すること。

④ 回答方法 平成25年8月19日（月）に天理市ホームページに掲載する。

(4) 参加資格の審査

提出された参加表明書に基づき、選定委員会において参加資格の審査を行うものとし、審査結果の通知については、審査終了後、速やかに参加表明者に通知する。

また、資格審査後の選考については次のとおりとする。

① 有資格者が、5者以上の場合は、一次選考を行う。

② 有資格者が、2者以上5者未満の場合は、その者全てで二次選考を行う。

③ 有資格者が、2者に達しない場合は、本件発注を中止し、募集内容を見直した上で同様の発注方法により手続きをやり直すか、又は発注方法を再検討しやり直すものとする。

(5) 一次選考（企画提案書提出者の選定）

予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）の資格及び業務経験について評価し選定する。

① 評価の対象とする業務経験数

予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）の業務経験は、天理市高度地区指定策定業務について、業務ごとに最大3業務〔過去5年間（平成20年4月1日から平成25年3月31日まで）に完了した業務〕まで記載し、提出することができる。（様式5、様式6に記載すること）

② 評価方法

それぞれの業務について、予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）の保有資格及び業務経験により評価点を算出し、その合計点数の高い上位4者を選定する。

※下位の者が同点の場合は、すべてを選定する。

③ 評価点の算出方法

それぞれの業務について、予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）の保有資格及び業務経験について、内容が下記の「(6) 予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）の資格及び業務経験に係る評価基準」に該当すると認められる場合、それに応じた点数を加算する。

④ 通知について

書面により通知する。

評価点の合計点が高い上位4者に対し、企画提案書の提出を依頼する。

その他の者には、非選定の通知を行う。

⑤ 企画提案書の提出依頼又は非選定の通知日

平成25年 8月28日（水）

⑥ 非選定の理由について

非選定の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日を除く。）以内にその理由の説明を求めることができる。

(6) 予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）の資格及び業務経験に係る評価基準

天理市高度地区指定策定業務に係る評価基準

評価項目		評価基準	点数	
予定の技術者の資格及び業務経験 (29点)	技術資格及び専門分野 (11点)	管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門 建設一都市及び地方計画）の資を有する：6点 ・技術士（建設一都市及び地方計画）の資格を有する：3点 ・RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する：1点 	6
		担当技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門 建設一都市及び地方計画）の資格を有する：5点 ・技術士（建設一都市及び地方計画）の資格を有する：3点 ・RCCM（道路または都市計画及び地方計画）の資格を有する：1点 	5
	予定の技術者の業務経験 (18点)	管理技術者 〔注1, 2〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市（近畿圏）を対象とした本業務と類似する業務又は景観計画策定業務と類似する業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似する業務：3点 ・市（近畿圏を除く全国）を対象とした本業務と類似する業務又は景観計画策定業務と類似する業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似する業務：2点 ・国・都道府県・町村（全国）を対象とした本業務と類似する業務又は景観計画策定業務と類似する業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似する業務：1点 	9
		担当技術者 〔注1, 2〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市（近畿圏）を対象とした本業務と類似する業務又は景観計画策定業務と類似する業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似する業務：3点 ・市（近畿圏を除く全国）を対象とした本業務と類似する業務又は景観計画策定業務と類似する業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似する業務：2点 ・国・都道府県・町村（全国）を対象とした本業務と類似する業務又は景観計画策定業務と類似する業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似する業務：1点 	9

[注1] 本業務と類似の計画の策定業務は、高度地区指定策定業務とする。

[注2] ただし、過去5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日まで）に完了した策定業務とし、完了した策定業務ごとに評価した合計とする。

(7) 企画提案書の提出

① 提出期間 平成25年 9 月 9 日 (月) ~平成25年 9 月13日 (金)
午前 9 時~午後 5 時

② 提出場所 担当部局に同じ

③ 提出方法 持参に限る。

④ 提出書類

・企画提案提出届 (様式 8)

ア 天理市高度地区指定策定業務

・企画提案書 (様式任意)

・実施工程表 (様式任意)

・参考見積書 (平成25・26年度)

⑤ 作成要領

・提出する用紙の規格は A 4 版縦 片とじ・横開きとする。

・提出する企画提案書のページ数は、10ページ (片面刷り) 以内とする。

・別紙「業務説明書」の内容を踏まえること。

⑥ 提出部数

正本 1 部及び副本 7 部 (副本は複写可)。ただし、参考見積書の提出部数は 1 部とする。

(8) 企画提案書の特定

提出された企画提案書及びヒアリング (プレゼンテーション) をもとに下記「(9)企画提案書の特定するための評価基準」について評価し、平成25年 9 月下旬 (予定) に特定又は非特定を書面により通知する。

① ヒアリング予定日時

・平成25年 9 月20日 (金) 午前 9 時~

・ヒアリング (プレゼンテーション) は必ず予定の技術者 (管理技術者又は担当技術者) が行うこと。

② 審査方法について

業務ごとに評価した点数の合計により競い、最高得点者を契約予定者として特定する。なお、最高得点者が複数となった場合は、選定委員会の議決により特定する。

(9) 企画提案書の特定するための評価基準

天理市高度地区指定策定業務に係る評価基準

評価項目		評価基準		点数
予定の技術者の資格及び業務経験 (29点)	技術資格及び専門分野 (11点)	管理技術者	・技術士 (総合技術監理部門 建設一都市及び地方計画) の資格を有する : 6 点 ・技術士 (建設一都市及び地方計画) の資格を有する : 3 点 ・RCCM (都市計画及び地方計画) の資格を有する : 1 点	6
		担当技術者	・技術士 (総合技術監理部門 建設一都市及び地方計画) の資格を有する : 5 点 ・技術士 (建設一都市及び地方計画) の資格を有する : 3 点 ・RCCM (都市計画及び地方計画) の資格を有する : 1 点	5
	予定の技術者の業務経験 (18点)	管理技術者〔注1〕	・市 (近畿圏) を対象とした本業務と類似する業務又は景観計画策定業務と類似する業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似する業務 : 3 点 ・市 (近畿圏を除く全国) を対象とした本業務と類似する業務又は景観計画策定業務と類似する業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似する業務 : 2 点	9
			・国・都道府県・町村 (全国) を対象とした本業務と類似	

			する業務又は景観計画策定業務と類似する業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似する業務：1点	
		担当技術者 〔注2〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市（近畿圏）を対象とした本業務と類似する業務又は景観計画策定業務と類似する業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似する業務：3点 ・市（近畿圏を除く全国）を対象とした本業務と類似する業務又は景観計画策定業務と類似する業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似する業務：2点 ・国・都道府県・町村（全国）を対象とした本業務と類似する業務又は景観計画策定業務と類似する業務若しくは都市計画マスタープラン策定業務と類似する業務：1点 	9

業務内容に対する企画提案 (90点)	実施方針 (15点)	実施工程表	・業務の目的、内容を理解した妥当性の高い工程表になっているか。	5
		業務の実施方針	・業務の目的、内容を掌握しているか。	10
	業務内容 (75点)	役割・策定意義	・妥当性	5
		実効性の確保	・妥当性	5
		現状掌握の調査手法及びその反映手法	・的確性	5
			・妥当性	5
		策定作業の進め方	・的確性	10
			・妥当性	10
		市民意見の反映	・妥当性	5
		都市計画マスタープランの反映	・妥当性	5
		その他の提案	・合理性	5
			・独創性	5
ヒアリング (プレゼン)	<ul style="list-style-type: none"> ・論理性 ・業務に対する意欲や熱意 ・的確性 	15		

〔注1〕本業務と類似する業務は、高度地区指定策定業務とする。

〔注2〕ただし、過去5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日まで）に完了した策定業務とし、完了した策定業務ごとに評価した合計とする。

(10) 企画提案を求める内容

- ・業務の実施方針について
- ・役割、策定意義について
- ・実効性の確保について
- ・調査手法及び調査結果の計画への反映について
- ・策定作業の進め方について
- ・市民意見の反映について
- ・都市計画マスタープランの反映について
- ・その他の提案について

4. 契約の締結

前項「3. (9)企画提案書を特定するための評価基準」により特定した企画提案書の提出者と随意契約に係る協議を行い協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なおその際、その特定された者は、あらためて見積書を提出するものとする。

5. 失格事項

本プロポーザルの企画提案書の提出者若しくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 見積書の見積額が「1. 業務委託の概要」で示した委託料の上限を超えている場合、あるいは見積書の金額に訂正を行ったものを提出した場合
- (3) 参加表明書提出時点から契約締結までの期間に、天理市建設工事等入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けた場合
- (4) 業務実施体制届に記載した予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）がヒアリングに出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た場合

6. その他留意事項

- (1) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、認めない。
- (2) 提出書類は、返却しない。また、選定のために必要な範囲で複製を作成する。
- (3) 書類の作成、提出等応募に必要な費用は、応募者の負担とする。
- (4) 業務実施体制届に記載した予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）は、本業務において原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、天理市と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 天理市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。

7. 問い合わせ

担当部局に同じ

(平成25年8月26日揭示済)

天理市公告第33号

このたび、土地改良法第87条の3第1項の規定に基づき、国営大和紀伊平野土地改良事業（農業用排水）の計画を変更するため、変更後の計画概要が定められたので、土地改良施行規則第61条の8の4において準用する同規則第8条の規定により、下記のとおり公告する。

1. 関係書類の名称

平成25年8月26日

天理市長 南 佳 策

記

- (1) 国営大和紀伊平野土地改良事業計画の変更後の計画概要の公告（別紙）
 - (2) 国営大和紀伊平野土地改良事業変更計画概要書（農業用排水）
 - (3) 国営大和紀伊平野土地改良事業（農業用排水）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面
2. 公告の期間 平成25年8月26日から平成25年8月30日まで
 3. 公告の場所 天理市役所 農林課

(平成25年8月26日揭示済)

天理市公告第34号

このたび、土地改良法第87条の3第1項の規定に基づき、国営第二津川紀の川土地改良事業（農業用排水）の計画を変更するため、変更後の計画概要が定められたので、土地改良施行規則第61条の8の4において準用する同規則第8条の規定により、下記のとおり公告する。

平成25年8月26日

天理市長 南 佳 策

記

1. 関係書類の名称

- (1) 国営第二津川紀の川土地改良事業計画の変更後の計画概要の公告（別紙）
 - (2) 国営第二津川紀の川土地改良事業変更計画概要書（農業用排水）
 - (3) 国営第二津川紀の川土地改良事業（農業用排水）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面
2. 公告の期間 平成25年8月26日から平成25年8月30日まで
 3. 公告の場所 天理市役所 農林課

(平成25年 8 月26日 掲示済)

天理市公告第35号

このたび、土地改良法第87条の3第1項の規定に基づき、国営十津川紀の川土地改良事業（維持管理）の計画を変更するため、変更後の計画概要が定められたので、土地改良施行規則第61条の8の4において準用する同規則第8条の規定により、下記のとおり公告する。

平成25年 8 月26日

天理市長 南 佳 策

記

1. 関係書類の名称

- (1) 国営十津川紀の川土地改良事業計画の変更後の計画概要の公告（別紙）
- (2) 国営十津川紀の川土地改良事業変更計画概要書（維持管理）
- (3) 国営十津川紀の川土地改良事業（維持管理）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面

2. 公告の期間 平成25年 8 月26日から平成25年 8 月30日まで

3. 公告の場所 天理市役所 農林課

(平成25年 8 月29日 掲示済)

天理市公告第36号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成25年 8 月29日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成25年 8 月29日 掲示済)

天理市公告第37号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条の規定に基づき定めた天理市特定間伐等促進計画について、同法第5条第7項の規定に基づきこれを公表し、縦覧に供する。

平成25年 8 月29日

天理市長 南 佳 策

1. 天理市特定間伐等促進計画の写しの縦覧場所

天理市環境経済部農林課

天理市川原城町605番地

教育委員会

(平成25年 9 月2日 掲示済)

天教告示第11号

平成25年 9 月6日午後 1 時30分から 9 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成25年 9 月2日

天理市教育委員会

委員長 藤 田 多 枝

農業委員会

(平成25年 8 月29日 掲示済)

天農委告示第9号

平成25年 9 月10日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成25年 8 月29日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について

議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について

議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について

議案第4号 その他

① 農地法第3条に係る買受適格証明について

- ② 生産緑地地区の取得の斡旋依頼について
- ③ 市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

(平成25年 8 月 8 日 掲示済)

天選告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成25年9月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成25年 8 月 8 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

縦覧場所 天理市川原城町605番地
天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成25年 8 月26日 掲示済)

天選告示第20号

平成25年10月20日執行予定の天理市長選挙における選挙人名簿の登録基準日、登録日及び縦覧期間を次のように定めた。

平成25年 8 月26日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

- 1 登録基準日 平成25年10月12日
- 2 登録日 平成25年10月12日
- 3 縦覧期間 平成25年10月13日

(平成25年 9 月 2 日 掲示済)

天選告示第21号

平成25年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成25年 9 月 2 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

50分の1の数	1,057	人
6分の1の数	8,802	人
3分の1の数	17,604	人

公営企業

(平成25年 8 月 8 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第19号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年 8 月 8 日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
樫本北第12-2処理分区	二階堂上ノ庄町の一部

(平成25年 8 月27日 揭示済)

天理市上下水道局公告第20号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年 8 月27日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第 4 処理分区	櫛本町の一部
天理北第 9 処理分区	三昧田町元東方の一部
大和川第 8 処理分区	西長柄町の一部